

■議案第21号 四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について

【要旨】

平成23年5月2日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」において介護保険法の一部が改正され、次に掲げる基準を市町村条例で定めることとされました。

○指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者の員数に関する基準

○指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準

具体的には、介護保険法第115条の14第3項で、次の①から④までについては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとされ、⑤については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとされ、⑥については厚生労働省令で定める基準を参酌して定めるものとされています。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数（「従うべき基準」）② 指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る居室の床面積（「従うべき基準」）③ 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員（「従うべき基準」）④ 指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの（「従うべき基準」）⑤ 指定地域密着型介護予防サービスの事業（介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型通所介護の事業を除く。）に係る利用定員（「標準」）⑥ その他の事項（「参酌すべき基準」） |
|--|

なお、ここでいう「厚生労働省令で定める基準」とは、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を指します。

原則として、厚生労働省令で定める基準を全て条例で規定する条文案としました。

具体的に省令の内容を引用する場合は、一旦規則へ委任し、規則において省令を引用しました。

【制定根拠法】

介護保険法第115条の14第1項及び第2項

(参考 1)

従うべき基準、標準、参酌基準の意味は次のとおりです（「地方分権改革推進計画」（平成 21 年 12 月 15 日閣議決定）・「地域主権戦略大綱」（平成 22 年 6 月 22 日閣議決定））。

1 従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

2 標準

法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの

3 参酌すべき基準

十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

(参考 2) 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）

(趣旨)

第 1 条 指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 14 第 3 項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第 115 条の 14 第 1 項の規定により、同条第 3 項第 1 号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第 5 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項から第 7 項まで、第 6 条、第 8 条、第 10 条、第 44 条から第 46 条まで、第 70 条から第 72 条まで、附則第 2 条、附則第 3 条、附則第 5 条並びに附則第 6 条の規定による基準

二 法第 115 条の 14 第 2 項の規定により、同条第 3 項第 2 号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第 48 条第 1 項（宿泊室に係る部分に限る。）及び第 2 項第 2 号ロ並びに第 73 条第 2 項（居室に係る部分に限る。）及び第 4 項の規定による基準

三 法第 115 条の 14 第 2 項の規定により、同条第 3 項第 3 号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第 5 条第 4 項、第 9 条第 1 項及び第 47 条の規定による基準

四 法第 115 条の 14 第 2 項の規定により、同条第 3 項第 4 号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第 11 条第 1 項（第 64 条及び第 85 条において準用する場合を含む。）、第 12 条（第 64 条及び第 85 条において準用する場合を含む。）、第 33 条（第 64 条及び第 85 条において準用する場合を含む。）、第 37 条（第 64 条及び第 85 条において準用する場合を含む。）、第 53 条、第 67 条第 2 項、第 77 条及び第 88 条第 2 項の規定による基準

五 法第 115 条の 14 第 2 項の規定により、同条第 3 項第 5 号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第 73 条第 1 項及び第 2 項（入居定員に係る部分に限る。）並びに附則第 7 条の規定による基準

六 法第 115 条の 14 第 1 項又は第 2 項の規定により、同条第 3 項各号に掲げる事項以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

(参考3) モデル条文案の全体構成

(従：従うべき基準、標：標準、参：参酌すべき基準)

条文構成	基準	規則可
第1章 総則		
第1条 (趣旨)	参	
第2条 (定義)	参	
第3条 (指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則)	参	
第2章 介護予防認知症対応型通所介護		
第1節 基本方針		
第4条	参	
第2節 人員及び設備に関する基準		
第1款 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護		
第5条 (従業者の員数)	従	
第6条 (管理者)	従	
第7条 (設備及び備品等)	参	
第2款 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護		
第8条 (従業者の員数)	従	
第9条 (利用定員等)	従・参	
第10条 (管理者)	従	
第3節 運営に関する基準		
第11条 (内容及び手続の説明及び同意)	従・参	
第12条 (提供拒否の禁止)	従	
第13条 (サービス提供困難時の対応)	参	
第14条 (受給資格等の確認)	参	
第15条 (要支援認定の申請に係る援助)	参	
第16条 (心身の状況等の把握)	参	
第17条 (介護予防支援事業者等との連携)	参	○
第18条 (地域密着型介護予防サービス費の支給を受けるための援助)	参	
第19条 (介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)	参	
第20条 (介護予防サービス計画等の変更の援助)	参	
第21条 (サービスの提供の記録)	参	○
第22条 (利用料等の受領)	参	
第23条 (保険給付の請求のための証明書の交付)	参	○
第24条 (利用者に関する町への通知)	参	○
第25条 (緊急時等の対応)	参	
第26条 (管理者の責務)	参	一部○
第27条 (運営規程)	参	
第28条 (勤務体制の確保等)	参	一部○
第29条 (定員の遵守)	参	
第30条 (非常災害対策)	参	
第31条 (衛生管理等)	参	○
第32条 (掲示)	参	○
第33条 (秘密保持等)	従	
第34条 (広告)	参	○
第35条 (介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)	参	
第36条 (苦情解決)	参	

第 3 7 条（事故発生時の対応）	従	
第 3 8 条（会計の区分）	参	○
第 3 9 条（地域との連携等）	参	○
第 4 0 条（記録の整備）	参	○
第 4 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準		
第 4 1 条（指定介護予防認知症対応型通所介護の基本取扱方針）	参	
第 4 2 条（指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針）	参	
第 3 章 介護予防小規模多機能型居宅介護		
第 1 節 基本方針		
第 4 3 条	参	
第 2 節 人員に関する基準		
第 4 4 条（従業者の員数等）	従	
第 4 5 条（管理者）	従	
第 4 6 条（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者）	従	
第 3 節 設備に関する基準		
第 4 7 条（登録定員及び利用定員）	従	
第 4 8 条（設備及び備品等）	従・参	
第 4 節 運営に関する基準		
第 4 9 条（心身の状況等の把握）	参	
第 5 0 条（介護予防サービス事業者等との連携）	参	○
第 5 1 条（身分を証する書類の携行）	参	○
第 5 2 条（利用料等の受領）	参	
第 5 3 条（身体の拘束等の禁止）	従	
第 5 4 条（法定代理受領サービスに係る報告）	参	○
第 5 5 条（利用者に対する指定介護予防サービス等の利用に係る計画等の書類の交付）	参	○
第 5 6 条（緊急時等の対応）	参	
第 5 7 条（運営規程）	参	
第 5 8 条（定員の遵守）	参	
第 5 9 条（非常災害対策）	参	
第 6 0 条（協力医療機関等）	参	○
第 6 1 条（調査への協力等）	参	○
第 6 2 条（地域との連携等）	参	○
第 6 3 条（居住機能を担う併設施設等への入居）	参	○
第 6 4 条（記録の整備）	参	○
第 6 5 条（準用）	参	
第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準		
第 6 6 条（指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針）	参	
第 6 7 条（指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）	参	
第 6 8 条（介護等）	従・参	一部○
第 6 9 条（社会生活上の便宜の提供等）	参	○
第 4 章 介護予防認知症対応型共同生活介護		
第 1 節 基本方針		
第 7 0 条	参	
第 2 節 人員に関する基準		
第 7 1 条（従業者の員数）	従	

第72条（管理者）	従	
第73条（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者）	従	
第3節 設備に関する基準		
第74条	従・標・参	
第4節 運営に関する基準		
第75条（入退居）	参	
第76条（サービスの提供の記録）	参	○
第77条（利用料等の受領）	参	
第78条（身体の拘束等の禁止）	従	
第79条（管理者による管理）	参	
第80条（運営規程）	参	
第81条（勤務体制の確保等）	参	○
第82条（定員の遵守）	参	
第83条（協力医療機関等）	参	○
第84条（介護予防支援事業者に対する利益供与等の禁止）	参	
第85条（記録の整備）	参	○
第86条（準用）	参	
第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準		
第87条（指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針）	参	
第88条（指定介護予防認知症対応型共同生活介護の具体的取扱方針）	参	
第89条（介護等）	従・参	一部○
第90条（社会生活上の便宜の提供等）	参	○
附 則		
第1条（施行期日）	参	
第2条から第4条まで（経過措置）	従・参	